

滝沢市民の皆様へ 新型コロナウイルスへの感染防止のお願い

8月12日に発せられた岩手緊急事態宣言が、9月16日に解除されました。本市では、岩手緊急事態宣言に併せて施設の休止や行事等の延期などを行っていましたが、岩手緊急事態宣言が解除されたことから、順次再開することといたします。

岩手緊急事態宣言は解除されましたが、全国ではいまだに19都道府県が緊急事態宣言区域へ、8県がまん延防止等重点措置区域へ指定されています。新規患者数を見ても、依然として第3波、第4波のピークに近い人数となっており、引き続き、感染防止への取組が必要です。

市民の皆様には、新型コロナウイルスの感染を抑えるため、改めて感染防止対策への取り組みをお願いします。

1 感染が拡大している地域等との往来

緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との不要不急の帰省や旅行などは自粛をお願いします。

また、緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、感染が拡大している地域等との往来は慎重に判断するようお願いします。

2 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の徹底をお願いします。

特にも重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

- (1) 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する。
- (2) 適切な方法でマスクを着用する。
- (3) ワクチン接種後もマスクを着用する。
- (4) 近距離での会話や大声での発声等を避ける。

- (5) 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- (6) 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。

3 事業所へのお願い

- (1) 従業員の健康状態を記録する。
- (2) 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- (3) 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- (4) 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- (5) オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- (6) 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- (7) 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。

4 飲食店へのお願い

- (1) 従業員の健康状態を記録する。
- (2) 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- (3) 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- (4) 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- (5) オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- (6) 休憩室、更衣室においてもマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- (7) 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。

5 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- (1) 感染された方やその家族等に対する差別、偏見或いは誹謗中傷は許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- (2) 医療関係者をはじめ、県民サービスに不可欠なサービスの提供に従事し

ている方々に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援されるようお願い
します。

- (3) 新型コロナワクチンは、本人の意思に基づき接種を受けるものであり、
職場や周りの方々への接種の強要や、接種を受けていない方への差別的
な扱いをすることが無いようお願いいたします。

令和3年9月17日

滝沢市長 主濱 了